

みやま中学校校舎建築設計業務委託プロポーザル 質問内容への回答

No.	質 問		回 答
	質問事項	具体的な内容	
1		新築、改築に限らず、大規模改修工事や空調改修工事も実績と考えてよいでしょうか。	新築または、増改築の建設工事を業務実績の対象とします。ただし、増改築の場合の面積要件は、当該増改築部分のみで算定するものとし、既存部分の面積は含めないものとします。
2	業務実績について 募集要領 3頁、4頁 4.参加資格と条件 ・(1)参加資格 ③ ・(2)参加条件 ②	基本設計業務も実績と考えてよいでしょうか。	参加資格で求める設計実績においては、6,000㎡以上の学校建設工事における基本設計及び実施設計(積算業務を含む)業務それぞれの実績が必要となります。ただし、基本設計と実施設計の対象となる6,000㎡以上の学校建設工事は異なるものでも可とします。
3		竣工前ではあるが、設計業務として完了した業務は実績と考えてよいでしょうか。	公告日(令和7年5月15日)時点において設計業務が完了しており、業務完了を証明することができるものを実績とします。
4	業務名について	2通りあるが、どちらが正しいかご教授ください。 「みやま中学校校舎建築設計業務委託」 ・募集要項表紙・特記仕様書 1.業務名称 「みやま中学校校舎建築設計業務」 ・要領 2委託業務の概要(1)業務名称・HP	業務名は、「みやま中学校校舎建築設計業務」とします。業務名の表記が異なっている場合は、読み替えをお願いします。
5	募集要項P3 参加資格について	募集要項P3の参加資格にある6000㎡以上の学校とありますが、参加表明書P1にある同種業務実績では、学校教育法第1条の小学校、中学校、義務教育学校に限るとありますが、様式3.4.5において記載する「同種業務実績」には、それ以外の学校(高等学校や大学)も含めても、評価いただけますでしょうか？	本プロポーザルの参加資格及び業務実績等の対象となる学校は、以下のとおりとします。 ・学校教育法第1条の小学校、中学校、義務教育学校に限る なお、様式3、4においては、上記の学校(小学校、中学校、義務教育学校)を対象とし、様式5においては、高等学校や大学を記載いただいても構いませんが、その他の建物の建設として扱います。

みやま中学校校舎建築設計業務委託プロポーザル 質問内容への回答

No.	質 問		回 答
	質問事項	具体的な内容	
6	参加表明書及び技術提案書 作成要領 P2～3 業務実績について	参加表明書P2～3の事務所と総括責任者と主任技術者の業務実績について、同じ業務実績を記載してもよろしいでしょうか？	作成要領2ページの【記入する業務実績と業務における立場の優先順】に従って記入した結果、同じ業務実績となる場合は、同一での記載でも構いません。また、該当する業務実績がある場合は、総括責任者、各担当主任技術者ともに4件の実績を記載してください。ただし、様式3～5に記載する業務実績は、それぞれ同一ではないものを優先して記載することになります。
7	総括責任者、主任技術者の業務実績について	①参加表明書及び技術提案書作成要領P2 3. (1)に、「平成17年4月1日以降に竣工した施設に係るものに限るが、設計年についてはそれ以前であっても構わない。」との記載がありますが、工事中あるいは着工前で設計の完了したのも実績に含むと考えてよろしいでしょうか。 ②また、上記でよい場合は、設計が完了した証明は確認通知書として宜しいでしょうか。 ③総括責任者、主任技術者の業務実績証明としては、確認申請書、契約関係書類、その他業務時提出書類として宜しいでしょうか。	①記載内容に誤りがありますので、次のとおり、変更いたします。 「平成17年4月1日以降に竣工した施設に係るものに限るが、設計年についてはそれ以前であっても構わない。」を「平成17年4月1日以降に設計業務が完了しているものに限る。」とします。 ②確認通知書では、受託した設計業務の完了が確認できないため、設計業務完了書類としては認められません。 ③ご提出いただく書類に、総括責任者等の立場が明確に示されているまたは、確認できるものであれば問題ありません。
8	総括責任者、主任技術者の業務実績について	過去の案件で契約関係書面に、総括責任者、主任技術者の明記がない場合、実施体制表の写し、体制表がない場合は参加者の代表印を押印した自社証明を実績資料とさせていただいて宜しいでしょうか。	お見込みのとおり、立場を証明するものがない場合は、事務所による証明でも可としますが、その場合は、会議録等の当該案件に携わっていることがわかる書類を添付してください。また、「募集要領 5失格要件」のとおり、虚偽の記載が判明した場合は失格とします。

みやま中学校校舎建築設計業務委託プロポーザル 質問内容への回答

No.	質 問		回 答
	質問事項	具体的な内容	
9	総括責任者、主任技術者の業務実績について	参加表明書及び技術提案書作成要領P2【記入する業務実績と業務における立場の優先順】で、学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の小学校、中学校、義務教育学校以外の学校の実績は「その他の建設」にあたりますでしょうか。また、「その他の建設」のなかでは、上記の学校用途とその他用途や、公共と民間等の発注者による配点の違いは無いと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、小学校、中学校、義務教育学校以外の学校の実績は、「その他の建設」となります。「その他の建設」において、発注者の別による配点の違いはありません。
10	評価項目及び配点表について	業務実績の優先順と、見積書の価格評価の配点の詳細について教えていただけないでしょうか。	作成要領2ページの【記入する業務実績と業務における立場の優先順】は、配点が最も高いものを優先順位①とし、優先順位が低くなるほど、配点は低くなります。また、見積価格は低い方が評価は高くなります。
11	既存図について (参加検討のための資料として)	敷地内の地盤状況の確認のため、既存建物の地盤調査報告書(構造図記載のもので宜しいです)を受領可能でしょうか。	既存図における地盤調査の資料を提供いたします。資料の提供を希望する参加予定者は、メールにてその旨ご連絡をお願いします。(メールアドレス:みやま市 教育総務課 学校施設係 shisetsu@city.miyama.lg.jp)
12	特記仕様書 p.3 (3)貸与資料	特記仕様書に記載されております貸与資料【既存図・地質調査図・インフラ整備図】のデータ一式をご提供いただけないでしょうか。CADデータがありましたら、合わせてご提供いただけると幸いです。	貸与資料は紙ベースとなっており、CADデータはありません。そのため、お尋ねの資料については、主な資料のみ提供いたします。(資料の送付依頼は、No.11の回答を参照)ただし、その他の既存図は閲覧可といたしますので、お手数ですが事前に連絡の上、ご来庁いただき閲覧をお願いします。
13	特記仕様書 P.6 7(1)②追加業務等	「外構及び敷地造成に関する基本設計業務(道路計画・整地計画・排水計画等)」とありますが、具体的な業務内容と業務範囲が分かればご教示いただけると幸いです。	全体の配置計画に必要な内容及び概算工事費の算出までを想定しています。

みやま中学校校舎建築設計業務委託プロポーザル 質問内容への回答

No.	質 問		回 答
	質問事項	具体的な内容	
14	特記仕様書 P.6 7(1)②追加業務等	「既存屋外体育倉庫の解体除去に関するアスベスト調査業務」とありますが、具体的な仕様や箇所数などが分かれば、ご教示いただけると幸いです。	具体的な仕様や採取する検体数は決まっておりませんが、2～3検体の採取を想定しています。契約後に現地確認の上、協議することになります。
15	参加表明書及び技術提案書作成要領 P.2 3.(1)	業務実績について「平成17年4月1日以降に竣工した施設に係るものに限る。」との記載がありますが、設計業務が完了しており、現在施工中の案件についても、実績として記載できるという認識でお間違いないでしょうか。	No.7の回答をご参照ください。
16	参加表明書及び技術提案書作成要領 P.2 最下行	「携わった立場を証明する書類の写し」に「発注者が発行した証明書」とありますが、「発注者が発行した証明書」がない場合、「所属する企業によって証明した業務体制表や業務従事証明書」も可との認識でよろしいでしょうか。	No.8の回答をご参照ください。
17	評価項目及び配点表	各主任技術者の業務実績は、当時業務に携わった立場が「主任技術者」であれば、立場の評価が最高点となるとの認識でお間違いないでしょうか。	様式1に記載する業務実績は、作成要領2ページの【記入する業務実績と業務における立場の優先順】に記載のとおり、配点が高いものから優先順①としております。主任技術者においても、これに準ずることとなります。
18	募集要領 P.7 10 審査について	審査委員会の委員の方を公表いただける場合は、ご教示いただけると幸いです。	審査委員の事前公表はしておりません。
19	計画概要説明書 P3	校舎を、校舎等建設予定地および造成予定地以外の部分に配置する計画は許容されますか。	計画概要説明書3ページの敷地配置予定図の赤線内において、校舎等建設予定地および造成予定地以外の部分に、新校舎などを配置することが望ましいと判断する場合は、ご提案いただいて構いません。
20	計画概要説明書 P3	敷地北東にある既存門へのアクセスルートについて、校舎建替え後も継続利用可能と考えてよろしいでしょうか。また、利用可能な場合、歩行者、自転車、職員車両、一般来校者車両、給食等のサービス車両の通行が可能か否かをご教示ください。	校舎建替え後も継続利用します。道路の拡幅予定はありません。現在の道路幅員を利用した通行は可能です。

みやま中学校校舎建築設計業務委託プロポーザル 質問内容への回答

No.	質 問		回 答
	質問事項	具体的な内容	
21	計画概要説明書 P5 7諸室計画(3)	管理棟と教室棟を別棟として整備したうえで、生徒へ目配り気配りや管理しやすい配置が求められるという理解でよろしいでしょうか。或いは、別棟となっていなくても、管理部門と教室が明確にゾーニングできていればよいと考えればよろしいでしょうか。現状のお考えと理由についてご教示ください。	「計画概要説明書」、「基本計画」に示す方針や整備コンセプト等を満たすものであれば、必ずしも別棟として整備することは求めておりません。
22	計画概要説明書 P6	「第2グラウンドの整備の工事に支障のない計画とすること。」とありますが、第2グラウンドの具体的な想定位置をご教示ください。	第2グラウンドの具体的な配置は決まっておりませんが、既存校舎解体跡地を予定しています。
23	計画概要説明書P6 8(1)仮設屋外体育倉庫 基本計画P9 4-2①配置計画 特記仕様書P2	基本計画概要書P6の8(1)に記載の新屋外体育倉庫と、基本計画P9の4-2①配置計画に記載の簡易倉庫とは同一のものでしょうか。また、同じく基本計画の大型倉庫と概要説明書P6・特記仕様書P2の仮設屋外体育倉庫は同一のものでしょうか。	概要説明書と基本計画に記載している内容が異なっておりましたので、以下のとおり修正します。 ・概要説明書の内容に変更はありません。 ・基本計画P9、4-2①配置計画で「・体育倉庫は、既存の屋外運動場(南西側)に大型倉庫を、旧校舎解体後に整備する屋外運動場には簡易倉庫をそれぞれ新築する。」を「・体育倉庫は、既存の屋外運動場(南西側)に簡易倉庫を、旧校舎解体後に整備する屋外運動場には大型倉庫をそれぞれ新築する。」に修正します。 ・概要説明書中「仮設屋外体育倉庫」と基本計画で「簡易倉庫」と特記仕様書中「仮設屋外体育倉庫」は同一のものとなります。
24		計画敷地の敷地形状がわかるCADデータまたは座標の情報があればご提供ください。	No.11、No.12の回答をご参照ください。

みやま中学校校舎建築設計業務委託プロポーザル 質問内容への回答

No.	質 問		回 答
	質問事項	具体的な内容	
25	基本計画 P5 ②新たな展開・多様な展開ができる学習環境	社会に開かれ、多様化し高度化するこれからの教育として、現状、市として想定されているものがあれば、ご教示ください。	基本方針第3章3-2の②に記載しているとおり、国が示す中学校既設整備指針を基本に、市の取り組みとして実施しているワンヘルス学習やICT活用など、様々な学習環境に対応できる多目的教室等の整備や学習スペースの整備を想定しています。
26	基本計画P7,8 4-1施設規模の整理	職員室に席を準備すべき職員の数をご教示ください。	基本設計の中で協議・検討していくこととなりますが、参考に現在の中学校2校で使用している席数を下記のとおり示します。 ・瀬高中学校:約30席 ・東山中学校:約20席
27	基本計画P7,8 4-1施設規模の整理	用務員室は不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、用務員室は不要です。
28	基本計画P9 ①配置計画	新校舎建築後、旧校舎を解体し、新たに屋外運動場や駐車場を整備する、と記載がありますが、屋外運動場に配置予定の施設(トラックや球技コート、運動器具など)や必要となる駐車台数をご教示ください。	・屋外運動場 150mトラックが入り、運動会等の行事が行える広さとします。その他必要なものは、今後決定していきます。 ・駐車場 新校舎及び屋外運動場の敷地を確保したうえで、残りの敷地を有効活用して可能な台数分の駐車場整備を予定しています。
29	基本計画P9 ①配置計画	新しく駐輪場棟を設ける場合、既存の駐輪場棟は撤去すると考えてよろしいでしょうか。	既存駐輪場の撤去は決めておりませんが、新校舎建築に伴い整備する駐輪場は、全生徒が駐輪することができる規模とします。
30	基本計画P9 ④設備計画	空調設備は全ての教室等に配置し、十分な換気性能を備えたものとする、と記載がありますが、4-1施設規模の整理に記載の室のうち空調が不要となる室(廊下、階段、トイレ、EV、教具室、印刷室、特別教室に付属する準備室 等)があれば、ご教示ください。	空調設備の具体的な設置計画はありません。基本設計の中で協議・決定していくものとなります。
31	特記仕様書 P2	※に記載の、給食調理場(新設)敷地について、当該敷地は学校施設と同一敷地内に、学校施設と利用上一体の施設として整備すると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

みやま中学校校舎建築設計業務委託プロポーザル 質問内容への回答

No.	質 問		回 答
	質問事項	具体的な内容	
32	計画概要説明書 P3	造成工事範囲は、すべて建築(外構)工事として設計、積算、工事発注されるものと考えてよろしいでしょうか。	基本設計の中で協議・検討していくものとなります。
33	特記仕様書P3 5(2)履行期間と期限	基本設計、実施設計、設計積算、積算調整、建築確認申請等手続きのそれぞれに期限が定められていますが、全体の履行期間内であれば期限の多少の前後は認められるのでしょうか。	基本的には、それぞれの期限内に完了することが求められます。ただし、受注者に責が認められない理由による場合は、協議の上、期限が前後することはあり得と考えます。
34	プロポーザル募集要領P4 5 失格要件(7)	見積金額に最低制限金額はございますか。	最低制限価格は設定していません。
35	プロポーザル募集要領 様式2 特記仕様書P6 ②追加業務等	協力事務所とは意匠、構造、設備に関する外注委託と考えております。 したがって、地盤調査、アスベスト調査、電波障害調査及び透視図作成の外注委託は協力事務所対象外と考えてよろしいでしょうか。	地盤調査や、アスベスト調査等、専門的知識や資格が求められるものについては、協力事務所以外に委託しても構いません。
36	参加表明書及び技術提案書作成要領 P2 3(1)記入する業務実績と業務における立場の優先順	優先順①～⑩までの配点内訳をご教示ください。 また、「評価項目及び配点表一次審査」の経験並びに技術力配点内訳をご教示ください。	No.10の回答をご参照ください。
37	計画概要説明書 P3	現地説明で既存武道場は改修して使う旨の指示がありました。こちらは長期的な使用を想定する改修と考えてよろしいでしょうか。また決まっていれば目標とする耐用年数をお聞かせください。	現在、築35年(1990年建築)が経過しており、引き続き活用していく計画です。具体的な改修方法は決まっておりません。
38	計画概要説明書 P3	既存体育館北側の狭く飛び出た部分の現在の利用状況をお示しください。こちらを敷地への出入り口とすることは可能でしょうか。	現在は利用されておりません。敷地の出入口とすることは可能と考えます。
39	設計業務委託特記仕様書 P9	各種会議等における資料作成及び出席、説明～とありますが、基本～実施設計を通じて、近隣説明会、ワークショップ、学校(保護者)等説明会などの想定はございますか。	学校、PTA、地元校区の代表で組織する統合協議会において、説明を予定しています。

みやま中学校校舎建築設計業務委託プロポーザル 質問内容への回答

No.	質 問		回 答
	質問事項	具体的な内容	
40	計画概要説明書 P3	敷地南側の造成部分が一部切り欠いたような形状となっていますが、その理由と造成設計上の留意点などあればお示し下さい。	お尋ねの部分は、私有地であるためそのような形状となっております。留意点等は、基本設計の中で協議・検討していくものとなります。
41	計画概要説明書 P3	造成範囲内で農業用水路の移設等は発生しないと考えてよろしいでしょうか。	移設等は考えておりませんが、必要に応じてご提案いただいて構いません。
42	設計業務委託特記 仕様書 P9	確認申請、省エネ適判等の業務において、民間審査機関への申請は可能でしょうか。	民間審査機関への申請を想定しています。
43	計画概要書 P6	東山中生徒の通学手段としてスクールバスの導入の可能性はございますか。	スクールバスは導入しません。
44	計画概要書 P6	主な通学手段は自転車を推奨されるのでしょうか。公共バス路線を利用する生徒がいる場合の想定割合をお示しください。	主な通学手段は自転車または、徒歩となります。バスを利用している生徒の数は把握しておりませんが、学校に隣接するバス停はありません。
45	計画概要書 P6	駐車場30台確保との事ですが、これは親の送迎用自家用車を想定された台数でしょうか。	来校者用を想定しています。
46	計画概要書 P6	駐車場について、現在の親の送迎車は既存の規模で対応出来ていますか。	車での送迎は、基本的に学校敷地外での乗降を保護者にお願いしています。
47	計画概要説明書 P3	造成工事範囲は、すべて建築(外構)工事として設計、積算、工事発注されるものと考えてよろしいでしょうか。	No.32の回答をご参照ください。

みやま中学校校舎建築設計業務委託プロポーザル 質問内容への回答

No.	質 問		回 答
	質問事項	具体的な内容	
48	作成要領P.2 3 様式1について 募集要領P.3 4 参加資格と条件 (1)参加資格 同P.3～4(2)参加条件	建築士法第2条第6項の「設計」には基本設計と実施設計が含まれると思われますが、「基本設計のみ」「実施設計のみ」「基本設計及び実施設計」のいずれも、実績として同等に認められると考えてよろしいでしょうか。 また上記は、本プロポーザルにおける業務実績すべて(参加資格、参加条件)について同じ扱いと考えてよろしいでしょうか。	以下のとおりとします。 ■募集要領「4参加資格と条件」における業務実績 ・No.2の回答をご参照ください。 ■作成要領「3. 様式1について」における業務実績 ・様式1に記載する業務実績においては、「基本設計及び実施設計を行った実績」と「基本設計のみまたは、実施設計のみを行った実績」を区別します。そのため、「作成要領2ページ中、【記入する業務実績と業務における立場の優先順】及び「様式1」を一部変更します。別添「参加表明書及び技術提案書作成要領、様式1の変更について」をご確認ください。
49	作成要領P.2 3 様式1について 募集要領P.3 4 参加資格と条件 (1)参加資格	技術者の実績に関して、「平成17年4月1日以降に竣工した施設に係るものに限るが、設計年についてはそれ以前であっても構わない。」とありますが、これは参加資格の「平成17年4月1日以降に、延べ面積が6,000㎡以上の学校建設工事の設計実績を有すること。」には適用されますか。 適用されない場合、参加資格の方は、「平成17年4月1日以降に履行完了した、延べ面積が6,000㎡以上の学校建設工事の設計実績」という理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおり、作成要領と募集要領において表記が異なっておりますので、以下のとおりとします。 ・募集要領3ページの内容に、変更はありません。 ・作成要領2ページ「平成17年4月1日以降に竣工した施設に係るものに限るが、設計年についてはそれ以前であっても構わない。」を「平成17年4月1日以降に設計業務が完了しているものに限る。」とします。 そのため、本プロポーザルにおける設計業務実績とは ■参加資格＝平成17年4月1日以降に、延べ面積が6,000㎡以上の学校建設工事の設計実績を有すること。 ■業務実績として記載できるもの＝平成17年4月1日以降に、設計業務が完了しているもの。 となります。
50	募集要領P.2 6 参加表明書等の提出について	共同企業体の場合には設計共同体協定書の写しを添付するとありますが、様式又は記載事項の指定はございますか。	様式の指定はありませんが、国が示している下記URLの別紙1に準じて作成をお願いします。 https://www.mlit.go.jp/gobuild/content/001722273.pdf

みやま中学校校舎建築設計業務委託プロポーザル 質問内容への回答

No.	質 問		回 答
	質問事項	具体的な内容	
51	計画概要説明書P.3 敷地配置予定図	配置を検討するにあたり、解体予定の既存校舎、また既存施設利用の屋内運動場、武道場等の図面をいただけないでしょうか。	No.11、No.12の回答をご参照ください。